すがもキャッシュカード規定（個人用）

（個人以外は「すがも法人キャッシュカード規定」によります。）

１．（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金の他、利息を付さない旨の約定のある決済用普通預金および決済用総合口座の普通預金を含みます。以下同じです。） について発行した「すがもキャッシュカード」、貯蓄預金について発行した「すがも貯蓄預金キャッシュカード」、当座預金について発行した「当座預金キャッシュカード」（法人を除きます。）（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。ただし当座預金について発行したキャッシュカードは当金庫のみのご利用となります。

（１）当金庫および当金庫がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金または当座預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入をする場合

（２）当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。） を使用して預金を払戻す場合

（３）当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合

（４）当金庫の現金自動預入払出兼用機（以下「振替機」といいます。）を使用して当金庫所定の預金口座から振替により預金を払戻し、同時に当金庫所定の預金口座に通帳またはカードを使用して預入をする場合（以下この取扱を「振替入金」といいます。）

（５）当金庫がオンライン端末機による即時決済業務を提携した加盟店（以下「加盟店」といいます。）の端末機を使用して売買取引について当該加盟店に対し負担する債務の即時決済をする場合（以下「デビットカード取引」といいます。ただし、当座預金カードは利用できません。）

（６）当金庫と所定の契約を締結し、かつ、日本マルチペインメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。） 所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の受付窓口（以下「受付窓口」といいます。）に対して、カードを提示して預金口座振替の依頼を行うことにより、当金庫の「ペイジー口座振替受付サービス」を利用する場合。ただし、貯蓄預金カード、当座預金カードは利用できません。

（７）当金庫ならびに預入提携先の預金機または当金庫ならびに支払提携先の支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

２．（預金機による預金の預入）

（１）当金庫および預入提携先の預金機を使用して預金に預入れる場合には、預金の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入して現金を投入して操作してください。

（２）預金機による預入は、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨（自動機の機種により硬貨のお取扱いができない場合があります。）に限ります。また、１回あたりの預入は、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
（３）第１項の操作においては、預金機の画面に表示された入金金額等を確認の上、操作確認してください。
（４）当金庫では、第３項の操作の操作確認後に預入後の残高を表示したご利用明細票を発行しますので「自動機専用通帳」に綴り込んでください。ただし通帳記入を行った場合は発行しません。

３．（支払機による預金の払戻）

（１）当金庫および支払提携先の支払機を使用してカードにより預金を払戻す場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出の必要はありません。
（２）支払機による払戻は、自動機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、１回あたりの払戻は、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの払戻は当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします（書面その他の当金庫所定の方法により個別に限度額契約または１日あたりの払戻回数を登録された場合は、登録金額の範囲内または登録回数の範囲内とします。）。
（３）支払機を使用して現金を払戻す場合に、払戻請求金額と第６条第２項に規定する出金に関する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えた場合は、その払戻はできません。なお、当座貸越契約先については、当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます。

４．（振替機による振替）

（１）当金庫の振替機を使用して振替をする場合には、振替機の画面表示等の操作手順にしたがって振替機に払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳またはカードを挿入し、届出の暗証番号と振替金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および入金口座の入金票の提出は不要です。
（２）第１項の操作においては、振替機の画面に表示された振替依頼内容等を確認のうえ、確認操作をしてください。確認操作されたあとは、振替機による振替の訂正・取消はできません。
（３）振替機による振替は１円単位とし、１回および１日あたりの振替は、当金庫の定めた金額の範囲内とします。なお、書面その他の当金庫所定の方法により個別に限度額契約を登録された場合は、登録金額の範囲内とします。

５．（振込機による振込）

（１）当金庫および振込提携先の振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
（２）前項の振込依頼をする場合における１回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお１日あたりの振込は当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、書面その他の当金庫所定の方法により個別に限度額契約を登録された場合は、登録金額の範囲内とします。

６．（自動機利用手数料等）

（１）預金機を使用して預金に預入れる場合には、当金庫および預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

（２）支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫および支払提携先所定の支払機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

（３）自動機利用手数料を申受ける場合は、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しまたは預入れをした預金口座から自動的に引落とします。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。

（４）当金庫の振込機を使用して振込をする場合には当金庫所定の振込手数料を、また、振込提携先の振込機を使用して振込をする場合には振込提携先所定の振込手数料をいただきます。振込手数料は、振込資金を預金口座からの払戻しをしたときに、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

７．（代理人カードによる預金の預入・払戻・振替・振込）

（１）代理人（本人と生計をともにする成年親族１名に限ります。）による預金の預入、払戻、振替および振込の依頼をする場合には、当金庫が認めた場合に限り、代理人のためのカードを発行します。（なお、代理人カードの暗証番号は本人と同一とします。） この場合、代理人が署名、暗証番号を記入のうえ本人から届出てください。

（２）代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込人名は本人名義となります。

（３）代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

（４）当座預金のカードについては、代理人のためのカードを発行することはできません。

８．（預金機・支払機・振込機・振替機の故障等の取扱）

（１）停電、故障、システム機器更改等により預金機による預入の取扱ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱はできません。

（２）停電、故障、システム機器更改等により支払機による支払の取扱ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機故障時等の取扱として定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより現金の払戻をすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱はできません。

（３）第２項による払戻をする場合には、当金庫所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。なお、本人確認書類の提示を求めることがあります。

（４）停電、故障、システム機器更改等により振込機による振込の取扱ができない場合には、窓口営業時間に限り、第２項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、振込提携先の窓口ではこの取扱はできません。

（５）停電、故障、システム機器更改等により振替機による振替の取扱ができない場合には、窓口営業時間内に限り、第２項および第１項により振替を依頼することができます。

９．（カードによる預入・払戻金額等の通帳記入）

（１）カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機もしくは振込機で使用された場合、および当金庫の振替機で使用された場合または当金庫本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

（２）預入れまたは払戻した金額と、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はそれぞれ通帳に記入します。

１０．（カード・暗証番号の管理等）

（１）当金庫は、カードの電磁的な記録によって、支払機、振込機または振替機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認して預金の払戻しを行います。

（２）当店または当金庫本支店の窓口においてもカードを確認し、払戻請求書、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認し、預金の払戻を行います。

（３）カードは他人に使用されないように保管してください。また暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。新規発行時、再発行時には生年月日、電話番号の組合わせ、１２３４等の連続した番号、４桁の同じ数字等他人に推測されやすい番号は暗証番号に使用できません。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、本規定第１１条、第１２条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（４）振替および振込については、本規定第１１条、第１２条に定める場合を除き、当金庫所定の操作により取引を完了したときは、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（５）カードを盗取された場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

１１．（偽造カード等による払戻し等）

（１）偽造または変造カードによる不正な払戻しについて、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人はカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

（２）第１項は、第１０条第２項により窓口でなされた払戻しには適用されません。

１２．（盗難カード等による払戻し等）

（１）本人が個人の場合であって、カードを盗取され、当該カードによりなされた不正な払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）の補てんを請求することができます。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、捜査機関に被害届を提出していること、その他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２）第１項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫への通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。） 前の日以降になされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当金庫が証明した場合は、補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３）第１項および第２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗取カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から２年を経過する日以降に行われた場合には適用されないものとします。

（４）第２項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には当金庫は補てんの責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア． 本人に重大な過失があること

イ．本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

ウ．本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗取された場合

（５）本条は第１０条第２項の規定により窓口でなされた払戻しには適用されません。

１３．（カードの紛失）

カードを紛失した場合、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、本規定第１１条、第１２条に定める場合を除き当金庫は責任を負いません。

１４．（カードの再発行等）

（１）カードの紛失、または盗取された場合もしくはカードが使用不能（棄損・磁気不良等）となった場合または、暗証番号を失念した場合等のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（２）カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

１５．（届出事項の変更）

氏名または名称、代理人その他の届出事項に変更があった場合には直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

１６．（成年後見人等の届出）

成年後見制度に関する家庭裁判所の審判（補助・保佐・後見・任意後見等）を受けられた場合には、直ちに成年後見人等（補助人・保佐人・任意後見人等）の氏名その他必要な事項を当金庫所定の「届出書」によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。また、カードは取引店へご返却ください。

１７．（暗証番号変更サービス）

（１） 暗証番号変更サービスとは、当金庫の暗証番号変更サービス機能付現金自動預入払出兼用機を利用して、カードの暗証番号を変更するサービスです。

（２）このサービスを利用する場合には、現金自動預入払出兼用機の画面表示等の操作手順にしたがって、現金自動預入払出兼用機にカードを挿入し、届出の暗証番号および変更後の暗証番号を正確に入力してください。

（３）このサービスは、カードの発行種類によっては、手続できない場合があります。

１８．（預金機・支払機・振込機・振替機への誤入力等）

（１）預金機、支払機、振込機または振替機の使用に際して、届出の暗証番号または金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機または振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先、振込提携先の責任についても同様とします。

（２）当金庫所定の回数を超えてキャッシュカードの暗証番号を誤って入力した場合、そのカードは無効となりご利用できなくなります。この場合、当金庫所定の再発行手続が必要となります。

（３）カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

１９．（解約等）

（１）預金口座を解約する場合または今後カードの利用を行わない場合には、そのカードを当店に返却してください。また、決済用普通預金・普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定、および当座勘定規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

（２）カード差替等の理由により当金庫が新たにカードを発行し、現在使用中のカードの利用を取りやめる場合（ただし、第１９条第１項の預金口座を解約する場合を除きます。）には、カードを破棄してください。なお、カードを破棄しなかったことにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

（３）カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。

（４）次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認資料等の提示をうけて、当金庫が本人と確認できた場合には、停止を解除します。

① 第２０条第２項の規定に違反した場合

② 決済用普通預金・普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定または当座勘定規定により、預金口座の預金取引が停止された場合

③ 預金口座に関し、最終の預入または払戻から当金庫が別途表示する一定期間が経過した場合

④ カードが偽造・盗難・紛失等により、不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

２０．（カードの所有権、譲渡・質入等の禁止）

（１）カードの所有権は、当金庫に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。

（２）カードは、他人に譲渡・質入、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また他人に貸与、占有または使用させることはできません。

２１．（当座預金について発行したキャッシュカードの読替規定）

当座預金について発行したキャッシュカードを利用する場合におけるすがもキャッシュカード規定（個人用）の適用については「通帳」を「当座勘定入金帳」に、「払戻請求書」を「当座小切手」に、「払戻請求書の提出」を「当座小切手の振出」に読み替えてください。

２２．（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、決済用普通預金・普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および振込規定により取扱います。なお、振込提携先の振込機を使用した場合には、当金庫所定の振込規定に変えて振込提携先の定めにより取扱います。

２３．（規定の変更）

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ウェブサイト及びその他相当の方法で、規定を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

（２０２１年4月１５日現在）